

こくみん共済 coop 住まいる共済

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

契約引受団体:全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

※当制度説明書文中では、当会と表記します。

■特長

- 1.持ち家でも賃貸でも加入できます(家財のみの加入も可能)
- 2.自然災害共済をセット加入することで、風水害や地震などのリスクもカバーできます
- 3.風水害リスクの低いマンション構造には、手頃な掛金のマンション専用プランをご用意!

■1口あたりの月払掛金・特約の月払掛金

【1口あたりの月払掛金】

		木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造	
				風水害保障なし	
火災共済		6.0円	3.5円	3.0円	2.5円
自然災害共済	ベーシック	16.0円	10.5円	8.0円	7.0円
	エコノミー	11.5円	8.0円	5.5円	5.0円
借家人賠償責任特約		4.0円	2.0円	1.5円	

【特約の月払掛金】

類焼損害保障特約	200円
盗難保障特約	100円
個人賠償責任共済	200円

■加入条件:加入できる住宅・家財、セットできる特約

後記・契約概要「4.共済商品のしくみ」をご確認ください。

■保障の対象とならないもの

後記・契約概要「4.共済商品のしくみ」をご確認ください。

【共済期間】

2025年8月1日～2026年7月31日

掛金の控除:2025年8月から給与控除となります。

※自動更新されます。但し、現在加入の火災共済に自然災害共済を追加、口数、加入タイプ、特約付帯等、変更をする場合は、お手続きが必要です。

■注意事項

- 1.建物構造区分のご申告が未完了の方は必ずお手続きください。
- 2.現在、火災共済に加入いただいている契約に自然災害共済を追加して加入される場合
 - EPOCH申込対象者
「ベーシック(タイプB)で付帯」「エコノミー(タイプE)で付帯」のいずれかにチェックをして申込書をご提出ください。
 - ペーパー対象者
申込書内の自然災害共済欄の「ベーシックで付帯」「エコノミーで付帯」のいずれかに○印を記入のうえご提出ください。
- 3.今回の一斉募集で新規加入される方の契約発効日は8月1日となります(8月給与控除)。
※8月1日以前に契約発効を希望される場合は所属の労働組合へお問い合わせください。
- 4.質権火災共済は、融資額以上のご契約が必要となります。



⚠ 空家契約の更新に関する取り扱いについて

現在、空家(無人の住宅等)をご契約の方は、契約更新にあたって所定のお手続きが必要となります。

別途ご案内
します

こちらの
書類をご提出
いただきます



お手続き

空家としてご契約を更新される場合は、別途ご案内する内容にしたがって

「**空家届(更新届出)**」のご提出をお願いいたします。

(毎年契約更新時にご提出いただきます。)

※該当契約のご契約者宛に別途ご案内いたしますので、必ずご確認ください、お手続きをお願いいたします。

留意点

- お手続き(「空家届(更新届出)」のご提出)をいただけない場合、**ご契約のお引き受けをお断りさせていただきます**のでご注意ください。
- お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物の管理状況に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たしていない場合には、以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきます。
- お手続きをいただいた後に、今後のご利用予定や建物の管理状況に変更が生じた場合は、速やかに当会までご連絡をお願いいたします。

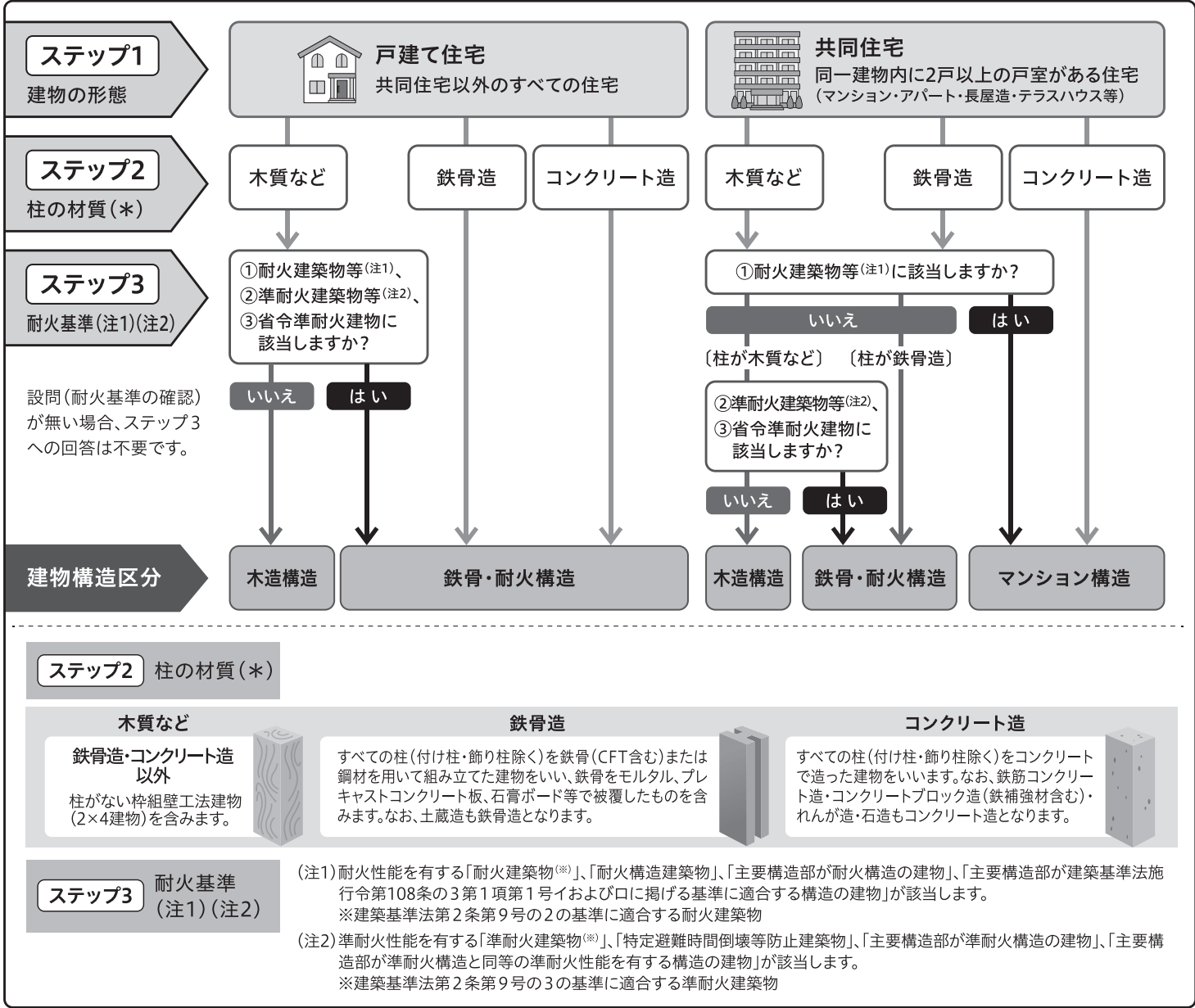
建物構造区分確認ガイド

建物の構造によって掛金は変わります。

⚠ 建築基準法(2019年6月25日施行)を踏まえ、建物構造区分の定義を見直しました。
すでに住まいる共済にご加入中の方も、ご契約上の構造区分が変更となる場合、
掛金額が今よりも安くなる場合がありますので、今一度ご確認をお願いいたします。

ホームページでもカンタンに建物の
構造を確認できます。

建物構造区分確認ガイド 🔍



解説 建物構造区分確認について

1 「二世帯住宅」の建物形態

建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

2 柱が見えない場合の材質の確認方法

建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

3 鉄骨と木の柱が混在している場合

「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

4 【耐火建築物等】【準耐火建築物等】【省令準耐火建物】に該当するかどうかご不明な場合

次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
地上4階建て以上の共同住宅の場合、確認は不要です。 ※昭和35年以降建築の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合に限ります。	2
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。	3
当会ホームページで耐火基準コードを確認	4

加入できる住宅・家財について

後記「ご契約のてびき」の住まいる共済「**4.共済商品のしくみ**」■加入できる住宅または家財(保障の対象)をご確認ください。

必要保障額と掛金の計算

注)他の火災保険(共済)がある場合、その契約金額との合計が、当会の必要保障額(加入基準)を超えないよう申し込みください。
住宅の加入基準額を超えて加入いただいても被災された場合には、加入基準額以上のお支払いはできません。
共有持分になっている場合は、持分にに応じて分割し、できるだけ所有者が契約者になってください。

「ステップ1」「ステップ2」の空欄を埋めて、必要保障額と口数、掛金を計算しましょう。

ステップ
1

必要保障額・加入口数

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額 (持ち家)



住宅の延床面積(坪数)を確認します。

※坪数小数点以下切り上げ

$$\boxed{} \text{ m}^2 \div 3.3 = \boxed{} \text{ 坪}$$

次に住宅の必要保障額を確認します。

住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります。所在地の加入基準を①に記入してください。

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
	東京、神奈川	90万円
鉄骨・耐火構造 (風水害保障なし)	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

$$\text{①} \text{ 坪} \times \text{②} \text{ 万円} = \text{③} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないためご記入ください。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\text{④} \text{ 万円} - \text{他保険(共済)} \text{ 万円} = \text{⑤} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

家財の必要保障額 (持ち家・賃貸住宅)



家財の必要保障額を確認します。

家財の必要保障額(加入基準)は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります。
該当の必要保障額(加入基準)を⑥に記入してください。

住宅延床面積		必要保障額(加入基準)				
		世帯人数				
10坪未満	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40・50歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
10坪以上	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
	60歳以上	上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

$$\text{⑥} \text{ 万円} = \text{家財の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないためご記入ください。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\text{⑦} \text{ 万円} - \text{他保険(共済)} \text{ 万円} = \text{⑧} \text{ 家財の必要保障額 万円}$$

ステップ
2

掛金

掛金払込方法:月払い

建物構造区分ごとに掛金異なります。
掛金を計算します。お住まいの建物構造区分を「建物構造区分確認ガイド」(前記または以下二次元コード)でご確認ください。
※自然災害共済のみの加入はできません。

火災共済 の掛金額

$$\text{A} \text{ 1口あたりの月払掛金} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{木造構造} & 6円 \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 3.5円 \\ \hline \text{マンション構造} & 3円 \\ \hline \text{(風水害保障なし)} & (2.5円) \\ \hline \end{array} = \text{B} \text{ 円}$$



自然災害共済 の掛金額

$$\text{A} \text{ 1口あたりの月払掛金} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{木造構造} & 16円 \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 10.5円 \\ \hline \text{マンション構造} & 8円 \\ \hline \text{(風水害保障なし)} & (7円) \\ \hline \end{array} \text{ または } \begin{array}{|c|c|} \hline \text{木造構造} & 11.5円 \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 8円 \\ \hline \text{マンション構造} & 5.5円 \\ \hline \text{(風水害保障なし)} & (5円) \\ \hline \end{array} = \text{C} \text{ 円}$$

※「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかをお選びください。

希望する特約の掛金額を足して⑨に記入してください。

類焼損害保障特約	個人賠償責任共済	盗難保障特約	D 特約の掛金
月払掛金	月払掛金	月払掛金	
200円	200円	100円	

※類焼損保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約(賃貸住宅にお住まいの方)の掛金を計算します。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50m ² 未満)	1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50m ² 以上)	2,000万円(200口)
戸建て	2,000万円(200口)

$$\text{ご希望の保障額 万円} \div 10 \text{ 万円} = \text{E} \text{ 口}$$

※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に20口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

$$\text{1口あたりの月払掛金} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{木造構造} & 4円 \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 2円 \\ \hline \text{マンション構造} & 1.5円 \\ \hline \end{array} \times \text{E} = \text{F} \text{ 借家人賠償責任特約の掛金 円}$$

住宅と家財の「必要保障額」から「加入口数」を計算します。

※住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

$$\begin{array}{l} \text{⑤ または ⑧ 住宅の必要保障額 万円} \div 10 \text{ 万円} = \text{⑩ 住宅の加入口数 口} \\ \text{⑧ または ⑩ 家財の必要保障額 万円} \div 10 \text{ 万円} = \text{⑪ 家財の加入口数 口} \end{array} \rightarrow \text{⑫ 住宅と家財の合計加入口数 口}$$

合計の掛金を計算します。

$$\text{B} \text{ 円} + \text{C} \text{ 円} + \text{D} \text{ 円} + \text{F} \text{ 円} = \text{あなたの掛金額 円}$$

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

保障内容

保障内容について

◎：手厚く保障されます。○：保障されます。

△：保障が少なくなります。
または、保障の一部が対象外となります。

保障の対象が建物のみの場合、家財は保障されません。
また、保障の対象が家財のみの場合、建物は保障されません。

保障の組み合わせ

火災共済
+
自然災害共済
ベーシック

火災共済
+
自然災害共済
エコノミー

マンション構造のみ選択可
火災共済
+
自然災害共済
ベーシック
(風水害保障なしタイプ)

火災共済
+
自然災害共済
エコノミー
(風水害保障なしタイプ)

火災共済
(自然災害共済なし)

保障内容

火災 など



- 火災 ●落雷 ●破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為
(損害額5万円以上)
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消化作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来



風水害 など



- 暴風雨 ●突風・旋風(竜巻含む)
- 台風 ●高波・高潮
- 洪水 ●豪雨・長雨
- 雪崩 ●降雪 ●降ひょう
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ



保障されません

保障されません



地震 など



- 地震による損壊
- 地震による火災
- 噴火による損壊
- 噴火による火災
- 津波による損壊



保障されません

盗難 などによる損害



- 盗難による盗取・汚損・損傷
などが生じ、所轄警察署に
被害の届け出をした場合



保障されません
(特約で保障をセット可)

特約も追加でご加入いただけます！ 詳しくは後記「特約」のページをご確認ください。

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

保障の内容と保障額

保障額は加入口数によって決まります。

損害別の最高保障額(支払限度額)

〈加入限度額〉住宅4,000万円(400口)、
家財2,000万円(200口)の場合

火災共済

🔥 火災などのとき
(火災等共済金)

最高 **6,000万円** ^{*1}

🌊 台風・降雪などのとき
(風水害等共済金★)

最高 **300万円** ^{*1}

+

臨時費用共済金 ^{★*2}

お支払いする共済金の15%
(200万円が限度)

例えば、引っ越し費用、避難先での生活必需品の購入など、
思わぬ出費に自由にお使いいただけます。

火災共済 には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

●持ち出し家財共済金

100万円 または、家財の契約共済金額の20%
(いずれか少ない額)

※「持ち出し家財」…家財のうち、共済契約関係者
により家財を収容する住宅内から一時的に持ち
出された家財

●失火見舞費用共済金

100万円 または、契約共済金の20%
(いずれか少ない額)
[第三者1世帯につき40万円を限度]

●水道管凍結修理費用共済金 **10万円**

※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象

●風呂の空だき見舞金

風呂釜と浴槽がともに
使用不能となったとき …………… **5万円**

風呂釜のみが
使用不能となったとき …………… **2万円**

※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては
支払対象外となることがあります。

●住宅災害死亡共済金 [★] **1人300万円**

(1人につき1口あたり5,000円)

さらにマンション構造の場合のみに付随する保障です。

●漏水見舞費用共済金

50万円 または、契約共済金額の20%
(いずれか少ない額)
[第三者1世帯につき15万円を限度]

●修理費用共済金 [★]

100万円 または、契約共済金額の20%(いずれか少ない額)

●バルコニー等修繕費用共済金

※住宅契約に加入している場合のみ対象

30万円 または、住宅の契約共済金額
(いずれか少ない額)

自然災害共済

火災共済の保障にプラスしてお支払いします。

🌊 台風・降雪などのとき
(風水害等共済金★)

ベーシック ^{おすすめ!} **5,700万円** ^{*1}

エコノミー **3,000万円** ^{*1}

🌋 地震などのとき
(地震等共済金)

1,800万円 ^{*1}

1,200万円 ^{*1}

自然災害共済 には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

●盗難共済金

・盗取、汚損、損傷… 契約共済金額

・通貨(1万円以上)… **20万円** または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)

・預貯金証書… **200万円** または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)

・持ち出し家財… **100万円** または、家財の契約共済金額の20%(いずれか少ない額)

●傷害費用共済金 [★] (1事故1名につき) **600万円**

(1口あたり最高10,000円)

●地震等特別共済金

※加入口数が20口以上の場合のみ対象

ベーシック … **4.5万円** (1世帯あたり)

エコノミー …… **3万円** (1世帯あたり)

●付属建物等特別共済金 (地震等の損害に対する保障)

※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象

※「付属建物等」…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポート など

ベーシック **のみ 3万円** (1世帯あたり)

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。

*2 臨時費用共済金…罹災後、臨時的支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。

▶ 共済金をお支払いする場合(支払事由)については後記・「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。
詳しくは「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

共済金額

■風水害などのときの保障について

自然災害共済にご加入の場合、火災共済と自然災害共済の共済金をあわせてお支払いします。

※支払限度額はベーシックの方が大きくなります。

	ベーシック	エコノミー
支払額	自然災害共済 火災共済	自然災害共済 火災共済



火災などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

火災等共済金	被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
	全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
	半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	



風水害などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

火災共済	被害の程度	共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
風水害等共済金	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額の30%	300万円 (住宅・家財契約の合計)	お支払いする共済金の15%
	半損 (20%～70%未満)	契約共済金額の15%	150万円 (住宅・家財契約の合計)	
	一部損 (20%未満)	住宅 保障の対象となる住宅の損害額の30%	住宅の契約共済金額の6% (最高40万円)	
		家財 保障の対象となる家財の損害額の30%	家財の契約共済金額の6% (最高20万円)	



風水害などのとき

契約共済金額は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金(「ベーシック」:10万円、「エコノミー」:5万円)」です。

風水害等共済金	被害の程度		ベーシック		エコノミー	
			共済金の額	支払限度額	共済金の額	支払限度額
	住宅の損壊または床上浸水による損害	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額 ー風水害等共済金 (火災共済)	5,700万円	契約共済金額	3,000万円
	住宅	半損・一部損 (70%未満)	損害額 ー風水害等共済金 (火災共済)	契約共済金額 ー風水害等共済金 (火災共済)	損害額 ー風水害等共済金 (火災共済)	契約共済金額
			損害額 ー風水害等共済金 (火災共済)	契約共済金額 ー風水害等共済金 (火災共済)	損害額 ー風水害等共済金 (火災共済)	契約共済金額



地震などのとき

お支払いする共済金の額(地震等共済金)は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。

自然災害共済	被害の程度		ベーシック		エコノミー	
			1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
	地震等共済金	全損・全焼 (住宅の損壊率70%以上)	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
		大規模半損・大規模半焼 (住宅の損壊率50～70%未満)	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
		半損・半焼 (住宅の損壊率20～50%未満)	15,000円	900万円	10,000円	600万円
		一部損・一部焼 (損害額100万円超)	3,000円	180万円	2,000円	120万円
地震等特別共済金	住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合		1世帯あたり 4.5万円		1世帯あたり 3万円	

⚠ 付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

火災等共済金:火災共済の住宅の契約共済金額の10%が限度です。ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。

風水害等共済金:火災共済および自然災害共済について、それぞれの共済における住宅の契約共済金額の10%を限度として付属建物等の損害額を住宅の損害額に含めて共済金の額を算定します。

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。 ※貸家契約、空家契約は対象となりません。

⚠ 支払限度額がありますのでご注意ください。ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

特 約

※特約などの概要（詳しい内容やセット加入の条件）については、後記「ご契約のてびき」をご確認ください。			
特約	ご契約のてびき内の記載箇所		
焼損損害保障特約	住 ま い る 共 済	4.共済商品のしくみ	■特約について 焼損損害保障特約
個人賠償責任共済	個人賠償責任共済		
借家人賠償責任特約	住 ま い る 共 済	4.共済商品のしくみ	■特約について 借家人賠償責任特約
盗難保障特約	住 ま い る 共 済	4.共済商品のしくみ	■特約について 盗難保障特約

焼損損害保障特約

月払掛金 **200円**

自宅からの火災により、
近隣宅が損害を被ったときに。



自宅の火災が上の階に
燃え広がった



自宅の火災が隣家に
燃え移ってしまった



コンロが爆発して隣家の
窓ガラスや壁が壊れてしまった

焼損損害共済金 支払限度額 **1億円**

万一、ご近所の方が火災保障に未加入であった
場合等のために、ご自身で備えておくと安心です。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

個人賠償責任共済

月払掛金 **200円**

他人にけがをさせたなど、
損害賠償責任を負ったときに。

1つの契約で
ご家族も
保障されます！



自転車事故で他人にけがをさせた



飼いが他人にけがをさせた

*ご家族の範囲は、後記「ご契約のてびき」の個人賠償責任共済「●被共済者の範囲」をご確認ください。

損害賠償共済金・賠償費用共済金★ 支払限度額 **3億円**

＋見舞金や弔慰金などの急な出費のために使える対人臨時費用（対人事故のとき）

内容	死亡させたとき	10日以上入院させたとき	謝罪等をしたとき
支払額	10万円	2万円	3,000円

※借家人（被共済者）が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。 ※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主（被共済者）の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。 ※個人賠償責任共済は、当会の団体生命共済「個人賠償責任共済」、こくみん共済「個人賠償プラス」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保険（損害賠償責任保障）に加入している場合、保障が重複することがあります。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

借家人賠償責任特約

1口あたりの 月払掛金 (建物構造区分別)	木造構造	4円
	鉄骨・耐火構造	2円
	マンション構造	1.5円

貸主に対して賠償責任を負ったときに。
一賃貸住宅にお住まいの方にー

加 建物構造区分：マンション構造
例 借家人賠償責任特約：100口加入の場合

月払掛金 **150円** 支払限度額 **1,000万円**

※支払限度額は契約口数によって変わります。

ー 例えばこんなとき ー



洗濯機の故障による
水漏れで床を濡れた



ストーブの消し忘れて
床を焦がしてしまった

損害賠償共済金・賠償費用共済金★ 支払限度額 **4,000万円**
(400口加入の場合)

▶火災共済の家財20口以上加入の場合にセットできます。

盗難保障特約

月払掛金 **100円**

空き巣被害により、
大切な家財が盗難されたときに。



自宅で現金や預金通帳、
カードが盗まれた



旅行先のホテルの部屋で
時計やバッグを盗まれた

盗難被害内容別支払限度額

被害内容	盗取、汚損、損傷	通貨(1万円以上)	預貯金証書	持ち出し家財
支払限度額	300万円	20万円	200万円	60万円

※預貯金証書の盗難は、「盗難を知った後、すぐに所轄警察署と預貯金先に被害の届け出をした」預貯金引き出されたい場合に限ります。 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難に遭ったことをいいます。

▶火災共済の契約のみで家財30口以上加入の場合にセットできます。

★賠償費用共済金…損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

損害賠償するにあたって要した費用とは ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など

②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ③示談交渉に要した費用

ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。
詳しくは「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

ご契約のしくみ

■ 契約当事者について

1. 共済契約者

共済契約者（以下、「契約者」といいます）とは、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方です。

2. 共済契約代表者

契約者は所属する団体の代表者を共済契約代表者（以下、「代表者」といいます）として、契約の申し込み、解約、共済金（見舞金等を含みます。以下同じです）の請求、異議の申し立て等の契約に関する一切の事務を代表者に委任いただき、その代表者を通じて手続きをしていただきます。代表者は、当会との間で「協定書」を締結し、その団体を通じて加入する場合の共済制度、加入限度額、付帯する特約、発効日、共済期間、掛金額等の契約に関する事項を定めます。

■ 通知の方法

ご契約に関する重要な事項または事柄は、代表者へ通知します。代表者への通知の発送をもって、当会からの通知が届いたものとさせていただきます（書類によっては申込書に記載されている住所に通知します。なお、引越しなどで、契約者の住所が変更された届け出がないときは、すでに届けられている住所への通知の発送をもって、当会の通知が届いたものとさせていただきます）。

■ 質権火災共済について

1. すでにパナソニック共済会を通じて火災共済（旧制度を含む）を質権設定されている方

（1）住宅融資を受けている方は、自動継続になりますので特に手続きの必要はありません。

（2）パナソニック共済会を通じて住宅融資を受け、火災共済（旧制度を含む）を質権設定されている物件に共済金支払事由が発生したときは、所定金融機関へ優先払いを行います。

（3）質権火災共済は、貸付金が完済されるまで継続して加入する義務があるため、中途解約は取り扱いできません。

2. 新たに火災共済を質権設定される方

当会の承認を得ないで共済金を請求する権利を質入れることはできません。金融機関より住宅融資を受け火災共済を質権設定される方は、申込書と「質権設定承認請求書」の提出が必要です。詳しくは所属の労働組合にお問い合わせください。

用語の説明

【契約者】 当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。

【共済契約関係者】 契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

【生計を一にする（同一生計）】 日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

【配偶者】 法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）をいいます。

※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

【未婚】 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【支払事由】 共済金が支払われる事由をいいます。

【発効日】 申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済の目的（保障の対象）】 契約により保障されるものをいいます。

【付属工作物】 門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

【付属建物】 物置、納屋、車庫などをいいます。

【再取得価額】 被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。

【火災等】 火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。

【風水害等】 暴風雨、突風・旋風・竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。

【雨水等】 雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

【地震等】 地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。

【損壊】 壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】 居住部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう）から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。)・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、所属の労働組合を通じてこくみん共済 coop(以下「当会」といいます。)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・住まいる共済(事業規約名:風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済)の事業規約・細則は当会のホームページよりご参照ください(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)。

■当会では、ご契約者の皆さまへ「契約上の大切な事柄を分かりやすくご説明する資料」として、「ご契約のしおり」を作成しております。「ご契約のしおり」は、当会ホームページに掲載しておりますので、パソコンやスマートフォン等から、いつでも簡単に閲覧いただけます。

※「ご契約のしおり」に記載があっても、ご加入の団体では取り扱いのない特約等があります。詳しくは所属の団体を通じて当会までお問い合わせください。

「ご契約のしおり」検索方法

パソコンから



こくみん共済 coop ホームページ
サイト内検索(画面の右上)

しおり  で 検索

スマートフォン・
タブレットから



・必要なときに、いつでも閲覧が可能です(「ご契約のしおり」データは保存・印刷することも可能です)。
 ・「共済商品名」「保障開始年月」で該当の「ご契約のしおり」を検索できます。
 共 済 商 品 名:セット共済(火災共済)
 保障開始年月:2025年8月(2025年8月1日までは直近の年月で検索ください)

ライフデザインBook、制度説明書および本ご契約のてびきにおいて事業規約・細則・パナソニックグループ労働組合連合会と締結している協定書に定める用語を以下のとおり表記している場合があります。
 ■共済掛金:掛金 ■共済契約者:契約者・本人 ■(共済)契約更新、契約の更新:更新
 ■共済契約申込書:加入申込書・申込書 ■質問事項(質問表):告知事項

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。以下同じです。

■火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

1. 契約の引受団体および共済商品名称と該当する事業規約・細則について

1. 契約の引受団体

全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

2. 共済商品名(事業規約・細則)

共済商品名に該当する事業規約・細則は次のとおりです。

共済商品名		事業規約・細則
住まいる共済	火災共済	風水害等給付金付火災共済
	自然災害共済	自然災害共済
		個人賠償責任共済

〈自然災害共済のタイプ名称〉

本紙上で記載しているタイプ名称	事業規約上の名称
ベーシック	タイプB
エコノミー	タイプE

※共済契約証書および一部の申込書類では事業規約上の名称のみ記載しています。

2. 契約の方法・掛金と初回掛金の払込方法について

1. 契約の方法

契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。

2. 掛金と初回掛金の払込方法

月払掛金は前記「1口あたりの月払掛金・特約の月払掛金」をご確認ください。なお、掛金の払い込みは、発効日と同じ月の給与から毎月控除します。

3. 共済期間と契約の更新について

共済期間は2025年8月1日より1年です。また、共済期間の途中で加入される場合の共済期間は契約発効日から次に到来する7月末日までとなります。同じ内容で引き続き加入する場合は、自動更新となりお手続きは不要です。ただし、更新日において、契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合は更新できません。

※空家または無人の住宅等の契約については、更新の際に必ず所定のお手続きを行っていただく必要があります。なお、ご利用の予定が変わる場合や建物の維持管理ができなくなった場合、所定のお手続きをいただけない場合には、契約の更新をお断りします。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(後記・注意喚起情報「6.規約および細則の変更について」をご確認ください)。

■火災共済・自然災害共済

4. 共済商品のしくみ

■火災共済

保障の対象に火災等・風水害等で損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

〈加入口数について〉

住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

■自然災害共済

保障の対象に風水害等、地震等、盗難などで損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約方法については、火災共済にセットして加入できます(住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入ください)。加入できるタイプは「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかです(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。

※大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

※火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が共済期間の途中で終了したときにも同時に終了します。

■加入できる住宅または家財(保障の対象)

1. 住宅

共済契約関係者(契約者および契約者と同一生計の親族をいいます。以下同じです)が所有し、人が居住し

- ている日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
- ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。
- ※空家または無人の住宅等は、原則として保障の対象とはできません。
- ※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者がもつぱら居住している部分に限り加入できます。
- 〈事務所・店舗等併用住宅の扱いについて〉
- 事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもつぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。
- ア.事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- イ.事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
- ウ.次の用途を兼ねる住宅
- 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫・車庫
- 〈住宅の構造について〉
- 構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。
- 〔木造構造〕： マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅
- 〔鉄骨・耐火構造〕： マンション構造に該当しない住宅で以下1.～4.のいずれか
- 1.次のいずれかに該当する住宅
 - コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造
 - 鉄骨造
 - 2.耐火建築物等（戸建てのみ）（注1）
 - 3.準耐火建築物等（注2）
 - 4.省令準耐火建物
- 〔マンション構造〕：以下1.または2.のいずれか
- 1.次のいずれかに該当する共同住宅
 - コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造
 - 2.耐火建築物等（注1）の共同住宅
- （注1）耐火性能を有する「耐火建築物（※）」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。
- ※建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物
- （注2）準耐火性能を有する「準耐火建築物（※）」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。
- ※建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物
- 2.家財
- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
- ※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもつぱら居住する部分に収容される家財に限ります。
- ※貸家の場合は家財には加入できません。
- ※空家または無人の住宅等の家財は、原則として保障の対象とはできません。
- 3.保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）
- ①通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
 - ②事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
 - ③稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
 - ④義歯、義肢、人工臓器など
 - ⑤データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑥空家や無人である住宅およびその住宅内の家財

⑦法人名義の住宅

■特約について

借家人賠償責任特約

借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

契約方法については、火災共済（家財）に20口以上加入し、次の（1）～（3）のすべてに該当する場合に加入できます。

（1）借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき

（2）借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき

（3）借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

※被共済者は、共済契約関係者でなければなりません。

類焼損害保障特約

保障の対象である住宅、保障の対象である住宅に収容される家財、保障の対象である家財、または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。

契約方法については、火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。

※1物件に1契約とします。

盗難保障特約

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。

契約方法については、火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。

※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

5.共済金のお支払いなどについて

■共済金をお支払いする場合（支払事由）

詳細な共済金額については、前記「保障の内容と保障額」「共済金額」「特約」をご確認ください。

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

※後述の“*”がついている共済金については、保障の対象である住宅に付属工作物および付属建物を含みます。

火災共済について

火災等共済金*

保障の対象に火災等により損害が生じた場合

※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。

風水害等共済金★*

保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合

※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

1.住宅の外側の部分（住宅の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの

2.給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風・竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。

※床上浸水とは…居住部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう）から45cmを超える浸水により、日

常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

※雨水等とは…雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

持ち出し家財共済金(家財契約がある場合)

持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつぱら通路に利用されているものを除く)内において火災等による損害が生じた場合

臨時費用共済金★

火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合

失火見舞費用共済金*

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合

水道管凍結修理費用共済金(住宅の加入口数が20口以上の場合)

保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除く)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合

バルコニー等修繕費用共済金(住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)

保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合

漏水見舞費用共済金(マンション構造のみ)

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発は除く)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合

修理費用共済金★(マンション構造のみ)

借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合

住宅災害死亡共済金★

火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

風呂の空だき見舞金

保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合

- 1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき
- 2.風呂釜が使用不能になったとき

自然災害共済について

風水害等共済金★*

保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合

※申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます。

※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

- 1.住宅の外側の部分(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの
- 2.給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

盗難共済金

盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合

- 1.保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
- 2.日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつぱら通路に利用されているものを除く)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
- 3.保障の対象である家財を収容する住宅内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたとする場合

- (1)共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと

- (2)盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

地震等共済金

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合

※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。

地震等特別共済金(住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合)

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合

付属建物等特別共済金* ※ベーシックのみ(住宅の加入口数が20口以上の場合)

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合

※付属建物とは…物置、納屋、車庫などをいいます。

※付属工作物とは…門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

傷害費用共済金★

火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金支払われ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

※当会が定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)

火災共済について ※各特約を含む。ただし、14.～16.については、類焼損害保障特約を除く。

次のいずれかの事由により生じた損害

- 1.発効日以前に生じた損害
- 2.住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
- 3.契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- 4.保障の対象である家財(持ち出し家財を除く)が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
- 5.火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 6.置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
- 7.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- 8.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 9.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 10.9.以外の放射線照射または放射能汚染
- 11.7.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大
- 12.発生原因がいかなる場合でも、7.～10.の事由による事故の延焼または拡大
- 13.7.～10.の事由に伴う秩序の混乱
- 14.保障の対象(借家人賠償責任特約の場合は「借用住宅」をいいます。以下同じです)の欠陥(契約者、保障の対象の所有者またはこれらの人に代わって保障の対象を管理する人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く)
- 15.保障の対象において、次のいずれかに該当する損害

- (1)自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む)
- (2)性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など
- (3)ねずみ食い、虫食いなど

16. 保障の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含む)であって、保障の対象ごとに、その保障の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
17. 借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事〔借家人賠償責任特約〕
18. 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害〔借家人賠償責任特約〕
 - (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
19. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意〔類焼損害保障特約〕
20. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反(他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く)〔類焼損害保障特約〕
21. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難〔盗難保障特約〕
22. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難〔盗難保障特約〕

など

自然災害共済について

次のいずれかの事由により生じた損害

1. 「**■共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)**」の**火災共済について**の1.～4.、8.～10.、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大(発生原因がいかなる場合でも含む)、および8.～10.の事由に伴う秩序の混乱、14.～16.
2. 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
5. 地震等が発生した日から10日を経過した後生じた損害〔地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金〕
6. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの〔傷害費用共済金〕
7. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害〔地震等共済金、地震等特別共済金〕

など

■自然災害共済の共済金が削減される場合

1. 自然災害共済は、当会・電通共済生協・教職員共済(以下「自然災害共済実施生協」といいます。))が共同で実施するものです。
 - 1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。
 - (1) 風水害等の総支払限度額・・・1,100億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等(最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。)と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
 - (2) 地震等の総支払限度額・・・6,000億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等(2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。)や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震(注)のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

(注)南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

2. 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただきますことがあります。
3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

6. 共済金受取人

1. 共済金受取人は契約者です。
2. 1.にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
3. 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
※共済金受取人は、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

7. 割り戻し金について

毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。(5月末時点で有効契約がある方にお戻しします)

※自然災害共済に割り戻し金はありません。

※割り戻し金は、全額を出資金として振替増資させていただきます。なお、1980年度以降の各共済の組合員振替出資金については、当会で累積管理を行っています。ご退職の際は、退職説明時に「労済組合員脱退届兼組合員出資金返戻請求書」をお渡ししますので、必ずパナソニック共済会または所属の労働組合へ申請してください。出資金をお返しします。

退職後も引き続き当会制度をご利用いただく場合は、移行(継続)制度お申し込み時に出資金(100円)を再出資いただきます。

■個人賠償責任共済

8. 契約について・共済期間・被共済者の範囲・共済金をお支払いする場合について

1. 契約について
火災共済(30口以上加入している場合)にセットして加入できます。
共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約(以下「付帯される契約」)と同一とし、付帯される契約が終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、同時に終了します。
※付帯される契約を変更する場合は、別途、お手続きが必要です(付帯される契約が終了する場合で、他にセットできる契約があっても、自動でセットすることはありません)。
2. 被共済者の範囲
損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方とします。なお、一契約で以下の被共済者の範囲に該当する方も保障の対象となります。
 - (1) 主たる被共済者(火災共済の契約者)
 - (2) 主たる被共済者の配偶者
 - (3) 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - (4) 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - (5) 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含みます。)※未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
3. 共済金をお支払いする場合
日本国内において次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします(1回の事故につき上限3億円)。

- (1)日常生活における偶然な事故
- (2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用(当会が認めたもの)等をお支払いします。
- ※共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項を記載しています。

■火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

1.クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、保障の対象の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

2.加入申込書の記入について

加入申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。契約申込者(契約者)自身が正確にご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

3.契約の成立と効力の発生について

ご提出いただいた申込書にもとづき、当会が加入を承諾した場合、契約の効力は団体と協定している発効日(保障を開始する日)より発生します。中途加入等異なる場合は、契約の成立日以降の翌月1日午前零時からとなります。なお、共済契約の申込承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

4. 2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

掛金の払込期日は毎月の発効当日の属する月の末日です。払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

5.共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

6.規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

7.共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をし

た場合には、その契約は無効となり、契約当初からの払込掛金はお返しできません。また、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

8.詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者(個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

9.掛金の保険料控除について

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

■火災共済・自然災害共済

10.契約の脱退(解約)・消滅

- 1.契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。解約の効力は、解約の日または書面が当会に到着した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じます。なお、脱退(解約)による返戻金はありません。また、ご退職に伴い、当会の共済商品をすべて解約し当会の組合員を脱退される際は、別途出資金の返戻請求手続きを行ってください。
- 2.次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - (1)保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - (2)保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

11.契約の無効

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

契約が無効の場合、すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

■火災共済 ※各特約を含む

- 1.保障の対象が契約の発効日または更新日において、前記・契約概要「4.共済商品のしくみ」の「■加入できる住宅または家財(保障の対象)」の範囲外の時
- 2.契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生していたとき
- 3.契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件を満たしていないとき[借家人賠償責任特約]
- 4.共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- 5.住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき[類焼損害保障特約]
- 6.同一の契約者が同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき[盗難保障特約]
- 7.契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

■自然災害共済

- 1.火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- 2.大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約(更新契約または中途変更の場合は、増額部分)
- 3.共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
- 4.上記「■火災共済」の1. 2. 4. 7.

12.保障の重複について

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外の契約ですでに同種の保障に加入しているときや、主たる被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているときは、保障が重複することがあります。重複すると、保障

の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

借家人賠償責任特約 ・ 類焼損害保障特約 ・ 盗難保障特約

13.契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人（借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 2. 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 3. 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき
- *¹「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
- *²「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
 5. 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

14.契約内容に関する届け出

契約者は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

1. 氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）
2. 火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
3. 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
4. 30日以上空家または無人にするととき
5. 保障の対象を移転または変更するとき
6. 保障の対象である住宅を滅失、解体、譲渡したとき、または保障の対象である家財を収容する住宅を滅失、解体したとき
7. この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
8. 保障の対象の範囲外になったとき
9. 同居家族の人数が変わったとき
10. 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、保障の対象の範囲から外れていることが判明した場合、当会は契約の継続を承諾せず契約を解除することがあります。

15.他の共済・保険などに加入している場合の共済金の支払いについて

当会の火災共済（セットしている特約を含みます）、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えると

きは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

16.空家または無人の住宅等となる場合の取り扱い

1. 空家または無人の住宅等となる場合には、原則として契約の継続はいただけません。
2. 契約後に、契約の建物が空家または無人の住宅等となる場合には、必ず当会までご連絡ください。契約終了にあたってのお手続きをご案内します。
3. ただし、一時的に契約の継続を希望される場合等は、今後のご利用予定や当面の建物管理の状況等について当会の基準を満たしているときに限り、一定の期間内、契約を継続いただける場合があります。
4. 3.にもとづき契約を継続される場合でも、以降の契約の更新時には必ず状況を報告いただくためのお手続きが必要です。このお手続きをいただけない場合には、建物の状況にかかわらず契約の継続をお断りします。また、お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況等に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たさない場合には継続をお断りします。

■個人賠償責任共済

17.共済金をお支払いできない場合・保障の重複・契約の無効・契約の解除について

1. 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかの損害への賠償責任

- （1）被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
- （2）暴行または殴打に起因する損害
- （3）職務従事に起因する損害
- （4）被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
- （5）心神喪失に起因する損害
- （6）自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
- （7）地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 など

2. 保障の重複について

当会および当会以外の契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれの契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません）。

※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。

3. 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- （1）契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 - （2）付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

4. 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- （1）被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- （2）契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- （3）契約者または被共済者が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき

*¹「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みま

す。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

(4)前記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不相当と判断したとき

(5)契約者または主たる被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の被共済者のみであるときは、その被共済者に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

〈ご注意〉

保障開始日・変更日以前の風水害・地震等によって損害があった場合、その損害を修理していない箇所は保障の対象とはなりません。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のためにご契約者の所属労働組合、事業本部、当会と共同で利用させていただきます。

組合員・お客さまの個人情報については、上記に記載の目的以外には使用いたしません。

共同で利用する事項は【共同利用事項】のとおりです。

また、組合員・お客さまの個人情報の管理については、管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

なお、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは次の項目になります。

- ①データ項目として、会社等の事業場コード、事業場名、PINナンバー、ポストナンバー、支部コード、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、従業員区分
- ②加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
- ③年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額）
- ④パナソニックグループ労働組合連合会経由の共済金支払手続事項（支払通知書・契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）

■所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

■再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

■保有個人データ（共済契約等）の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただきます。

事務手続きについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済coopは、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

問い合わせ先

1. 共済制度・福祉一斉募集の手続きに関するお問い合わせ
2025年5月14日（水）～5月28日（水）
パナソニック共済会、所属の労働組合または最寄のこくみん共済 coop
2. 上記期間外またはその他のお問い合わせ
所属の労働組合または
こくみん共済 coop 大阪推進本部 事業推進部
電話：06-6647-7700 / 受付時間：平日 9:00～17:00

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会共済相談所

電話03-5368-5757

受付時間9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

- （1）この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- （2）この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- （1）組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- （2）この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- （3）前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- （4）第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- （1）組合員たる資格の喪失
- （2）死亡
- （3）除名

5. 除名

- （1）この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- （2）前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- （3）この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

当会は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは、各都道府県の当会にお問い合わせください）。

ご契約にあたって

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

共済のお申し込みにあたっては下記内容に同意いただいたうえで手続きください。

上段に記載の貴生協の趣旨に賛同し、加入します。
貴会が取り扱う「住まいる共済」（事業規約名：風水害給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済）の事業規約・細則が契約内容となること、および、『制度説明書』に記載の「ご契約のてびき」を了承し、加入を申し込みます。
申込書と質問表の記載事項は事実であることを被共済者とともに誓約し、記載事項に明らかな誤りがあるときは貴会が訂正しても異議ありません。
本契約に関する個人情報等は共済契約管理や共済金の支払い等の業務、各種商品・サービス等の案内、所属する労働組合・共済会等への提供、また、マイナンバーは支払調書作成の事務利用されることを被共済者とともに同意します。

契約引受団体：全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）について

「こくみん共済 coop」は、1957年9月に誕生した営利を目的としない保障（共済商品）の「生協」です。たすけあいの輪を広げ、「豊かで安心できる社会づくり」に取り組んでいます。

こくみん共済 NEWS

詳しくはホームページへ

こくみん共済 coop

検索

<https://www.zenrosai.coop>

防災・減災活動

環境保全活動

子どもの
健全育成活動

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済
coop

全国労働者共済生活協同組合連合会

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

大阪推進本部（全大阪労働者共済生活協同組合）

■従業員住宅災害共済について

対象者の方々が、火災・自然災害等により居住する物件に被害を受けられた場合に、被害の状況に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。掛金は会社負担とし、社員の方が任意に加入いただくものではなく、各会社における社員の方々を対象としてご契約いただくものとなります。詳細につきましては、以下のサイトよりご確認ください。

・契約引受団体

全大阪労働者共済生活協同組合

（こくみん共済 coop 大阪推進本部）

・商品名＜事業規約・細則名＞

慶弔共済＜総合（慶弔）共済＞

慶弔てびきPDF

https://www.zenrosai.coop/library/76kansai/28osaka_heiki.pdf



《従業員住宅災害共済 実施会社一覧（2025年4月時点）》

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| ・パナソニック ホールディングス株式会社 | ・パナソニック スポーツ株式会社 |
| ・パナソニック株式会社 | ・パナソニック アドバンストテクノロジー株式会社 |
| ・パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社 | ・パナソニック健康保険組合 |
| ・パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社 | ・株式会社パナソニック共済会 |
| ・パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社 | ・パナソニック エコシステムズ株式会社 |
| ・パナソニック コネクト株式会社 | ・パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社 |
| ・パナソニック インダストリー株式会社 | ・株式会社パナソニックマーケティングスクール |
| ・パナソニック エナジー株式会社 | ・パナソニック デバイスコンポーネント株式会社 |
| ・パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社 | |